

盛岡市子ども科学館ネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）募集要項

盛岡市は、盛岡市ネーミングライツ事業に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、盛岡市の市有施設である「盛岡市子ども科学館」に愛称を付与する施設命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を次のとおり募集します。

1 目的

施設命名権（ネーミングライツ）の活用により、民間事業者の支援のもと、新たな財源を確保し、施設の持続的な運営と維持管理を行うとともに、民間活用による市民へのサービス向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 対象施設 盛岡市子ども科学館（盛岡市本宮字蛇屋敷 13 番地 1）

3 施設概要 別紙 1 のとおり

4 契約希望条件

(1) 希望金額 年額 160 万円以上

- ※ 希望金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。契約時に税額を加算することとなります。
- ※ 令和 8 年度は、年度途中のため月割により計算します。
- ※ 契約期間内に施設が 30 日以上連續して使用不能となった場合は、日割りにより計算して得た額に使用不能となった日数を乗じて得た額を減じた額とします。

(2) 希望期間 令和 8 年 6 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

- ※ 契約開始時期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえ、選定後 2 カ月以内を目途に協議することとします。
- ※ 契約期間終了後の更新の際には、優先交渉権があります。（契約更新の際に、契約金額が変更となる可能性があります。）

5 愛称に関する条件

(1) 提案いただく愛称は、企業名、商品名（企業ロゴ、マーク、フォント、色、大きさ等の指定など）を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。

なお、企業ロゴとマークについては、当該申込みをしたネーミングライツ・パートナーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

(2) 原則として、施設の種類や目的が分かるような愛称にしてください。また、親しみやすさや呼びやすさなど、施設のイメージを損なうことなく、市民や利用者の理解が得られるような愛称とします。

(3) 愛称は、施設の一般的な呼称として使用するもので、市が条例で定める施設名称を変更するものではありません。

- (4) 混乱を避けるため、協定締結から契約期間終了までは愛称の変更はできません。
- (5) その他、ガイドラインの3(1)～(3)に定める事項のほか、盛岡市公告掲載要綱第5第1項各号の規定に該当しない名称とします。

6 命名権の範囲

- (1) ネーミングライツ・パートナーは、敷地内に既に設置されている看板（詳細は別紙2のとおり）を、愛称を付したものに表示変更することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合があります。
- (2) ネーミングライツ・パートナーは、盛岡市子ども科学館のスポンサーであることを、自社のホームページや出版物等で広報することができます。
- (3) 市の広報紙やホームページ等における施設名は、原則として愛称を使用します。ただし、既に印刷済みの印刷物やSNSの過去投稿は旧名称のままとし、ホームページなどは、一定期間、旧名称が併記となる場合があります。

7 ネーミングライツ・パートナーの特典

- (1) 愛称の普及のため、市はネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定についてプレスリリース等を行います。
- (2) 盛岡市のホームページ、盛岡市子ども科学館（指定管理者）ホームページへの掲載
- (3) その他、ネーミングライツを活用した提案を受け入れる場合があります。

8 名称変更に伴う費用負担

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更等		○
契約期間終了後の原状回復		○
指定管理者が発行するパンフレット等の表示変更	○	
盛岡市ホームページの表示変更	○	

※ ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に、別途負担していただきます。

※ 指定管理者が発行するパンフレット、ホームページの表示変更の方法については、市及び指定管理者と協議の上、決定するものとします。

9 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人であり、以下に掲げる条件に該当しない法人が応募できるものとします。

なお、法人格を有しない団体及び個人での応募はできません。

- (1) 盛岡市公告掲載基準第3（規制業種及び事業者）第1項各号に該当する業種又は事業

者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益活動を行う団体等。また役員等に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいる団体等
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がされていない団体等
- (4) 現在の指定管理者の事業目的と競合する団体等（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
※ 事業目的が競合するか否かについては、指定管理者と協議の上、判断します。
- (5) その他、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が判断した団体等

10 応募時の提出書類

- (1) ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式1）
- (2) 法人概要（別紙様式2）
- (3) 地域貢献や教育活動等の支援実績及び今後の計画等（別紙様式3）
- (4) 印鑑証明書（原本）※法人の代表者印
- (5) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書
- (7) 直近3か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）
※ (4)、(5)については、発行後3ヵ月以内のものに限る。

11 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月31日（火）午後5時まで（郵送の場合、必着）

12 応募先

盛岡市教育委員会事務局生涯学習課 管理係
〒020-8532 盛岡市津志田14-37-2（都南分庁舎3階）

13 応募方法

- (1) 提出書類一式を、上記応募先まで、募集期間内に持参又は郵送してください。
なお、提出部数は、原本1部、副本3部とします。
※ 副本は、原本の謄本で構いません。
- (2) 申込みに必要な経費は応募者の負担とします。
- (3) 申込書類は返却しません。
- (4) 申込書類は、必要に応じて複写します。
- (5) 申込書類は、盛岡市情報公開条例の規定に基づき、開示することができます。ただし、個人情報及び企業の競争上又は業務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められる情報は非公開とします。

14 質問事項の受付等

応募に当たっての質問受付等は、次のとおりです。

(1) 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月18日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

文書（別紙様式4）による郵送、FAX又は電子メール

ア 郵送の場合

〒020-8532 盛岡市津志田14-37-2（都南分庁舎3階）

盛岡市教育委員会事務局生涯学習課管理係

イ FAXの場合（FAX番号）

019-639-1516

ウ 電子メールの場合（メールアドレス）

edu.sgs@city.morioka.iwate.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月27日（金）までに、市ホームページに掲載します。原則として、質問者に対して個別に回答することはありません。

15 選定方法

提出書類をもとに、市が設置する審査委員会において、次の審査基準に従って、提案に対する採用の可否、優先交渉権者の決定等について、審査及び選定を行います。

※ 優先交渉権者とは、応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとして適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体等をいいます。

[審査基準]

	評価項目	評価基準	配点
1	愛称、デザインは適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設のイメージとあっていいるか	20
2	提案金額（年）	・提案金額（年）が最高のものを1位とし40点を付与。2位以下は、その提案金額を1位の提案金額で除して算出した率を40点に乘じた得点（小数点以下第1位を四捨五入）	40
3	経営の安定性	・決算報告書類に基づく財務状況	10
4	ネーミングライツ・パートナーとして適当か	・施設と応募団体等の理念、事業内容がマッチしているか ・地域貢献や支援の実績及び計画があるか	30
合 計			100

16 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、市のホームページで公表するとともに、プレスリリースを行います。

なお、企業イメージや今後のネーミングライツへの応募意欲への影響を考慮し、第2位以下の団体名は公表しません。

17 契約の締結

市は、優先交渉権者と協議の上、速やかにネーミングライツ・パートナーに関する契約を締結します。

18 愛称の周知

愛称については、市が積極的に使用するとともに、関係機関に周知・PRを図ります。

19 その他

- (1) ネーミングライツ・パートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合、ネーミングライツ・パートナーが責任を負うこととします。
- (2) 要項に記載のない事項等については、市と優先交渉権者が協議することとします。
- (3) 当該施設において、ネーミングライツ・パートナーと競合する他者によるイベント等の開催を排除することはできません。イベントポスター及びそれに類似するものの設置についても、同様の取扱いとします。